

江戸川区熟年相談室（地域包括支援センター）
業務委託に伴う公募プロポーザル 募集要項

江戸川区福祉部介護保険課



平成 24 年 5 月

1. 公募の概要

熟年相談室（地域包括支援センター）については、江戸川区第5期介護保険事業計画において、その機能強化が示されました。現在、区内には熟年相談室（地域包括支援センター）が15センター及び6分室ありますが、平成24年度は2ヶ所の新規整備を予定しております。

この整備にあわせて、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44第1項第2号から第5号に規定する包括的支援事業及び同法第8条の2第18項に規定する指定介護予防支援事業にかかる業務等を委託する法人を公募します。

2. 公募の内容 ※一法人につき、(1) ①②のいずれか1つに応募できます。

(1) 募集する熟年相談室（地域包括支援センター）が主に担当する地域

① 船堀駅周辺に設置する熟年相談室

船堀1～7丁目、一之江町、二之江町

② 篠崎駅周辺に設置する熟年相談室

篠崎町1～2丁目、7～8丁目、北篠崎1～2丁目、上篠崎1～4丁目

(2) 開設予定時期

平成24年10月～12月

(3) 応募資格

平成24年4月1日現在において法人格を有し、熟年相談室（地域包括支援センター）の中立・公正な運営を図り、円滑に包括的支援事業、指定介護予防支援事業等を実施できる法人で、次の①から⑦の要件を満たしていることとします。

① 区が指定する区域に設置すること。

船堀駅周辺・・・都営新宿線船堀駅より、概ね半径500m以内の区域（原則として、船堀1～6丁目）

篠崎駅周辺・・・都営新宿線篠崎駅より、概ね半径500m以内の区域（原則として、篠崎町1・2・7丁目）

② 区内において、介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ5年以上の介護保険サービスの提供実績があること。

③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。

※（第百六十七条の四）普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

④ 江戸川区競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく指名停止の措置に該当しない法人であること。

⑤ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、区民税の滞納がないこと。

⑥ 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。

⑦ 会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている法人でないこと。

(4) 応募の抹消

応募した法人が、応募書類の提出日から委託法人の決定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外します。

① 応募書類の提出期間中に応募書類がすべて提出されなかった場合

② 本募集要項に違反または著しく逸脱した場合

③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

④ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で、応募法人またはその関係者が、区職員と直接または間接に接触した場合

(5) 委託業務内容

包括的支援事業（介護保険法第115条の44第1項第2号から第5号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業）及び指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第18項）等の事業とし、概要は以下のとおりです。

- ① 一次予防事業
 - ア 介護予防教室について、年間6回を基準として開催し、要介護状態や閉じこもりにならないための方策等、介護予防に資する基本的な知識を地域住民に啓発していくこと。
 - イ 熟年介護サポーターの受入れ及び活動に関するマネジメントを行うこと。
- ② 二次予防事業
介護予防相談会の開催や、総合相談支援業務との連携、本人、家族等からの相談等により、二次予防事業対象者に関する情報の収集に努めること。
- ③ 介護予防ケアマネジメント事業
 - ア 二次予防事業対象者に対し、面接・訪問等により、生活機能、心身の状況等を把握し、要介護状態にならないよう、必要と判断される場合は介護予防プランを作成すること。
 - イ 介護予防事業の利用調整を行うこと。
 - ウ 介護予防事業実施状況を把握し（モニタリング）、介護予防プランの調整及び評価を行うこと。
- ④ 総合相談・支援事業
 - ア 要援護熟年者等からの各種相談に対し、電話、面接、訪問等により総合的に応じること。
 - イ 担当地域の要援護熟年者等の心身の状況、家族状況等の実態を把握すること。
 - ウ 保健福祉サービスの利用方法等に関する情報提供、利用啓発を行うこと。
 - エ 要援護熟年者等に対する在宅介護の方法等の指導、助言を行うこと。
 - オ 生活支援サービスを中心とした区サービスの申請受付を行うこと。
 - カ 苦情等の受付・対応、及び区への報告を行うこと。
 - キ 目配り訪問事業については、対象者へ最低月1回以上訪問又は電話等で連絡し、民生委員等と協働しながら地域で見守っていく体制を作ること。
- ⑤ 権利擁護事業
 - ア 高齢者虐待等について、相談に応じ必要な助言指導を行うこと。
 - イ 高齢者虐待に対する通報を受理し、当該熟年者の安全の確認を行うこと。
 - ウ 高齢者虐待等への支援については、熟年相談室（地域包括支援センター）と各関係機関の専門職種が相互に連携し、具体的な対応方針・解決方法を検討したうえで対応することとする。また、支援の必要に応じて、時間外・区外への対応をすること。
 - エ 高齢者虐待等について、相談・通報を受けた場合は迅速に区へ報告すること。
 - オ 熟年者の判断能力状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要であれば、江戸川区社会福祉協議会等の窓口を紹介し制度利用を支援すること。
- ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ア 地域の介護支援専門員に対し日常的な個別相談に応じること。
 - イ 支援困難事例への対応として、ケアマネジャーとの同行訪問に応じ、また、サービス担当者会議の開催支援を行うこと。また、近隣住民や病院等から、介護サービスにつながっていない要援護者の相談があった場合は、熟年相談室（地域包括支援センタ

一) が中心となり、各関係機関を招集し、地域ケア会議を開催すること。なお、その対応については、各関係機関等との連携の下、具体的な支援方針・解決方法を検討したうえで対応することとする。また、支援の必要に応じて、時間外・区外への対応をすること。

ウ 介護サービスの円滑な運営の為、介護サービス事業者との情報交換会を行うこと。

エ 担当地域の介護・医療関係機関や地域活動団体等と連携を図るために、地域連携会議・地域交流会を開催すること。

オ グループホーム運営推進会議や民生・児童委員協議会、町会・自治会、くすのきクラブの会合出席、地域まつりへの参加等、地域とのネットワークづくりのための活動を行うこと。

カ 熟年相談室（地域包括支援センター）間や職種毎の連携を図るため、運営委員会、地区部会、担当者会、職種部会等を開催し、包括的・継続的なケア体制の構築に取り組むこと。

⑦ 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントに関する事務を行うこと。

⑧ その他

ア 介護者同士の交流・情報交換や、介護者の精神的負担の軽減を目的とした介護者交流会を年 12 回を基準として開催すること。

イ 福祉用具の展示のためのスペースを確保し、個別の状況に合わせた紹介、助言を行うこと。

ウ 要介護認定・更新・区分変更の申請、要支援認定・更新の申請受付を行うこと。

エ 上記のほか必要に応じ、区と協議のうえ、介護保険に関連する事業を行うこと。

(6) 人員配置

最低人員配置を 4 人とし、専従 3 職種（原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員）以外の 4 人目は、下記のいずれかに該当する者とします。（介護支援専門員、保健師、地域経験のある看護師、社会福祉士、高齢者保健福祉の相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事）

(7) 設備要件

専用の事務室及び相談窓口や福祉用具の展示に必要なスペースを確保すること。

(8) 熟年相談室（地域包括支援センター）の利用時間及び休業日

①利用時間 月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 6 時

②休業日（原則）

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(9) 運営財源

標準総収入 約 2,780 万円

【内訳】固定業務部分約 2,200 万円、介護予防支援業務（介護報酬）約 580 万円

※別途、相談実績等により加算等があります。

(10) 委託契約期間

選定する予定事業者は、平成 24 年度下半期からの委託予定事業者となり、選定後、委託契約仕様書等詳細を協議の上、契約を締結する予定です。業務を円滑に履行するために必要な業務については、決定後、契約期間以前であっても本調達に含めるものとします。

3. 応募の手続き

(1) 提出書類

- ① 江戸川区熟年相談室（地域包括支援センター）業務委託応募申請書【第1号様式】
- ② 法人概要【第2号様式】
- ③ 提案書【第3号様式】
- ④ 収支計画書【第4号様式】
- ⑤ 職種別の職員配置予定表【第5号様式】（資格証の写しの添付）
- ⑥ 設置予定場所の地図（受託決定後、詳細地図、現況写真を提出）
- ⑦ 法人の定款、寄付行為等、規約その他これに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書（申請日前、3か月以内に発行）
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税、区民税の各納税証明書（直近3年分の写し）
- ⑩ 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表等、直近3年分）

(2) 留意事項

- ① 提出部数は、正本1部、副本1部とします。
- ② 応募書類確認一覧表を必ず添付してください。
- ③ 応募等に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ④ 応募書類は、理由の如何に問わず返却しません。
- ⑤ 応募書類は、A4版縦型左綴じとし、書類にインデックスを添付してください。その際、書類に直接添付するのではなく、書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを添付してください。

(3) 応募期間

- ① 期 間 平成24年5月1日（火）から5月18日（金）
午前8時30分から午後5時 ただし、土日祝は除く。
- ② 応募先 江戸川区福祉部介護保険課（区役所本庁舎2階2番）に直接持ち込んでください。

(4) 質問の受付

- ① 期 間 平成24年5月1日（火）から5月8日（火）
- ② 方 法 質問は、質問票【別紙】によりFAXにて行うこととします。

(5) 質問への回答

- ① 期 間 平成24年5月15日（火）
- ② 方 法 質問に対する回答は、ホームページ上に掲載します。

(6) 応募様式（第1～5号様式）の配付

- ① 期 間 平成24年5月1日（火）から5月18日（金）
- ② 方 法 江戸川区福祉部介護保険課（区役所本庁舎2階2番）にて配付します。

4. 応募後のスケジュール

(1) 審査

書類審査及び熟年相談室（地域包括支援センター）選考委員会におけるヒアリングにより審査を行います。

- ① 審査項目 別紙（本募集要項6ページ）を参照して下さい。
- ② ヒアリング 日時・会場等は、文書によりお知らせします。なお、ヒアリング時間は1法人当たり30分程度（プレゼン約20分、質疑約10分）です。参加者は、各法人3人までとします。時間は短縮する場合があります。

(2) 熟年相談室（地域包括支援センター）運営協議会

選考委員会における審査結果等について、「熟年相談室（地域包括支援センター）運営協議会」において、報告及び意見聴取を行います。

(3) 委託法人の決定

① 時 期 平成 24 年 7 月中

② その他 「熟年相談室（地域包括支援センター）運営協議会」の意見を参考に、江戸川区長が委託する法人の決定を行います。なお、結果は、応募法人に対して通知し、また、委託法人については、区ホームページに掲載し公表します。

(4) 細目協議、引き継ぎ

① 時 期 委託法人の決定から平成 24 年 8 月

② その他 詳細は、委託法人と協議により決定します。なお、この間の費用は、委託法人が負担します。

(5) 業務開始

① 時 期 平成 24 年 10 月～12 月

② その他 詳細は、委託法人と協議を行います。

5 問い合わせ

本募集要項の内容に関する問い合わせは、5月1日（火）から5月8日（火）の間に、質問票【別紙】により、FAXにより行ってください。

《送付先》

江戸川区 福祉部 介護保険課 事業者調整係 あて
電話 5662-0032 FAX 5663-5172

審査項目

審査項目		主な内容
1	法人概要	○法人運営の理念・方針 ○法人の経営状況
2	事業実績（区内で提供している介護サービスの概要）	○介護サービス事業所（主に区内）の実績 ○高齢者福祉サービスの実績
3	基本的事項	○運営上の方針、意欲、企画・提案内容
4	事業方針	○一次予防事業 ○二次予防事業 ○介護予防ケアマネジメント事業 ○総合相談・支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○任意事業 ○指定介護予防支援事業
5	法令遵守	○法令遵守のための職員研修やマニュアル整備等
6	危機管理	○災害時等における対応方針
7	個人情報保護及び管理	○個人情報の適切な管理方法
8	相談対応・苦情処理	○相談や苦情処理における対応方針 ○接遇研修の実施状況
9	委託経費	○収支計画書の内容
10	人員体制	○3職種の連携や運営体制 ○職員採用方法等
11	その他	

応募書類確認一覧表

NO	提出書類	チェック欄		備考
		法人	区	
1	江戸川区熟年相談室（地域包括支援センター）業務委託応募申請書【第1号様式】			
2	法人概要【第2号様式】			
3	提案書【第3号様式】			
4	収支計画書【第4号様式】			
5	職種別の職員配置予定表【第5号様式】			資格証の写し添付
6	設置予定場所の地図（受託決定後、詳細地図、現況写真を提出）			
7	法人の定款、寄付行為等、規約その他これに類する書類			
8	法人の登記事項証明書（申請日前、3か月以内に発行）			
9	法人税、消費税及び地方消費税、区民税の各納税証明書（直近3年分の写し）			
10	法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表等、直近3年分）			

※ 正本1部、副本1部を提出してください。

【 問い合わせ及び提出先 】

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話 03-5662-0032 FAX 03-5663-5172